

令和4年春の全国交通安全運動実施細目

(トラック協会用)

【関東運輸局千葉運輸支局】

実施期間:令和4年4月6日(水)～令和4年4月15日(金)

交通事故死ゼロを目指す日:令和4年4月10日(日)

1 実施項目

1. 自動車運送事業者の交通安全運動の推進

(1) 自動車運送事業者に対し以下の事項について周知徹底を図ること。

- ① 運送事業の運営を適正かつ合理的に行い、運送利用者の安全性及び利便性の向上を図るとともに、他の交通の安全を確保するよう本運動に積極的・効果的に取り組む
- ② 全国交通安全運動の機会をとらえ、安全に関する法令を遵守することができる内部体制の整備・充実を徹底するとともに、運行管理者の位置付けを明確にし、地位向上を図り輸送の安全に万全を期す

2. 事業用自動車等の安全運行の確保

(1) 運輸安全マネジメントを徹底し、輸送の安全が最優先であるという意識を事業者内部で浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努めるよう意識の高揚を図ること。

(2) 事業用自動車の安全運行の徹底を図るため、自動車運送事業者、運行管理者に対し、次の事項に重点を置いた取組を推進するよう指導すること。

- ① 運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」(平成26年4月18日改訂)に基づき、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等を把握し、健康状態に異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を徹底するとともに、乗務中における運行中止の判断目安を作成し、運転者の体調が悪化した場合、即座に運転を中止するよう指導
- ② 過労運転や睡眠不足による事故を防止するため、これら生理的要因が交通事故を引き起こす恐れがあることを運転者に理解させるとともに、日々の点呼における疲労、睡眠不足の状態の確認や、適切な運行指示書の作成などの運行管理を徹底
- ③ 乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作を絶対に行わないよう、また、横断歩道において周囲の状況に応じて一時停止または徐行するなど、歩行者を優先するよう徹底
- ④ 運転者に対し、妨害運転(いわゆる「あおり運転」)の悪質性・危険性を周知し、その防止を徹底
また、適性診断の結果も活用するなどして、運転者に対し「思いやり・ゆずり合い」を意識させ、周囲の交通に配慮した運転に努めるよう指導
さらに、ドライブレコーダーの利用及びその映像の活用を図る
- ⑤ 子供、高齢者、障害者等に配慮し、歩行者及び自転車利用者の安全確保を図る
- ⑥ 飲酒運転の根絶に向けた運転者に対する指導監督を適切に実施するとともに、運行の際には、アルコール検知器の使用による酒気帯びの確認を確実にを行うなど、厳正な点呼を実施し、飲酒運転の絶無を図る
- ⑦ 覚せい剤や危険ドラッグ等薬物の使用防止の指導・啓発を徹底
- ⑧ 夕暮れ時における前照灯の早めの点灯及び、暗い道等での走行用前照灯(上向き)とすれ違い用前照灯(下向き)の小まめな切替えを励行

- ⑨ 車高、視野、死角、内輪差、制動距離等各自動車の構造上の特性を把握し、安全確保を徹底するよう指導
- ⑩ 進路変更、転回、後退等の際は、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を十分に確かめるとともに、後退時等に周囲の歩行者等に対して警報を発する装置(後退警報装置、左折警報装置など)を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないよう指導
- ⑪ 追突事故の発生が多いことを踏まえ、運転者の疲労状態を把握し、適切な運行管理を徹底するとともに、乗務中は運転に集中するよう指導

3. 車両の安全対策の推進

- (1) 自動車運送事業者、整備管理者に対し、次の事項に重点を置いて、整備不良車及び不正改造車の排除並びに車両の安全確保の徹底について、「自動車点検整備推進運動」、「不正改造車を排除する運動」等との連携を図り効果が上がる取組がなされるよう、指導・啓発すること。

- ① 日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施
- ② 不正改造の禁止

4. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- (1) 乗務員に対して、正しい方法によるシートベルトの着用の徹底について指導・啓発すること。

5. 事業用自動車の事故等の情報の提供

- (1) 事業用自動車による重大事故の発生状況(事故速報に基づくもの)、事業用自動車に係る各種安全対策等について、メールマガジン「事業用自動車安全通信」等で情報を提供することにより、自動車運送事業関係者等の安全意識の高揚を図ること。

6. 広報活動の推進

- (1) 本年4月10日(日)が「交通事故死ゼロを目指す日」とされたことに留意しつつ、次の広報活動を展開すること。

- ① 交通安全意識の高揚を図るため、横断幕、ホームページ等による広報活動や路側放送等を活用した交通安全の呼びかけ等を行うとともに、マスメディアに対し、交通安全運動に関する情報の提供等の積極的な働きかけを行うこと
- ② 事業所等にポスター、垂幕、立看板等を掲示し、関係者はリボン等を着用し、本運動の趣旨を一般に周知すること
- ③ 運転者及び運行管理者を対象とする講習会等を開催し、本運動の趣旨及び下記に掲げる広報事項を周知すること
 - ・歩行者及び自転車利用者(特に子供と高齢者)の安全に配慮
 - ・後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底
 - ・より安全な自動車及び安全装備の普及促進とその正しい使い方の啓発
 - ・自賠償制度の役割と交通事故被害者保護の重要性
 - ・飲酒運転や無免許運転、覚せい剤や「危険ドラッグ」等の薬物使用運転等、悪質・危険な運転行為の禁止の徹底
 - ・「無車検」車両、「無保険」車両及び「登録番号標不表示」車両の運転防止
 - ・不正改造の禁止、不正改造車排除の徹底及び自動車の点検整備の励行促進
 - ・「迷惑駐車をしない、させない」の励行